

保育士資格等に関する専門委員会の設置について

令和5年8月29日

こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会決定

1. 設置の趣旨

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。」とされている。また、令和5年地方分権改革に関する提案募集において、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）において設けられている保育教諭の特例措置を当分の間延長することについて、地方から提案があったところ。

これらを受け、今般、教育・保育の質の向上を図りつつ、更なる保育士、保育教諭の人材確保を目的とし、国家戦略特別区域法等を踏まえた地域限定保育士制度について全国での実施を可能とすることや、幼保連携型認定こども園において配置が求められている保育教諭の特例措置が令和6年度末で期限を迎えることによる改正等について検討するため、こども家庭審議会運営規則第5条及びこども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会運営細則に基づき、こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会の下に、「保育士資格等に関する専門委員会」を設置する。

2. 主な検討事項

- （1）地域限定保育士制度の全国での実施を可能とすることに関する事項
- （2）保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正に関する事項
- （3）指定保育士養成施設における入所資格に係る指定要件の見直しに関する事項
- （4）その他保育士資格等に関する事項